

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年4月15日

豊田市長 太田 稔



1 委託する業務

(1) 業務名

豊田市中心市街地商業活性化に関する調査・検討業務委託

(2) 業務の概要

本市商業を取り巻く外部環境の変化において、第4期中心市街地活性化基本計画の推進をもって中心市街地商業の活性化を図るため、現状における課題を洗い出し、本市の特性及び既存資源を最大限に活かしたテナントミックスビジョン実現に必要な具体的な手法、体制を構築することを目的とする。

(3) 履行期限

令和8年3月19日(木)

(4) 提案限度額

15,000,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること（ただし、（１）に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）。
- イ 令和２年４月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の商業分野における行政計画策定業務又はマーケティング調査等業務において、元請として１件当たり契約金額８００万円（税込）以上の業務履行実績を有する者であること。
- （８）業務担当責任者及び技術者については、公告日から起算し、継続して３か月以上の雇用があり、かつ令和２年４月以降に、以下の業務実績を何れかで保有し、全てを満たすこと。
- ア 商業分野のマーケティング調査、商業活性化等検討支援等の業務実績を有すること。
- イ 民間及び公営企業等の財務に係る経営分析業務の実績を有すること。

３ 業務説明書資料等の交付

- （１）交付期間 令和７年４月１５日（火）から令和７年４月２８日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- （２）交付場所 豊田市産業部産業振興課中心市街地担当（西庁舎７階）又は産業振興課ホームページからダウンロード

４ 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- （１）提出期限 令和７年４月２８日（月） 午後５時まで
- （２）提出場所 豊田市産業部産業振興課中心市街地担当（西庁舎７階）
- （３）提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
- （４）添付資料 ２参加資格要件７（イ）が確認できる書類（契約書・許可書等の写し）

５ 参加資格確認結果の通知

- （１）通知期限 令和７年４月３０日（水） 発信
- （２）通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

６ 質問の受付及び回答

- （１）受付期限 令和７年４月２８日（金） 午後５時まで
- （２）受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
- （３）回 答 随時、産業振興課ホームページ（又は参加者にメール）にて行う。

７ 提案書等の提出

A４サイズ両面５枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本１部、副本７部）。ただし、A３サイズ用紙をA４サイズに折り畳み挿入することは可とする（その場合はA３サイズ１枚をA４サイズ２枚とする）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

ア 業務経歴

（ア）会社概要

(イ) 過去10年間に於いて実施した本業務と同種の業務（商業活性化に関する業務、マーケティング調査に関する業務、民間及び公営企業の経営分析に係る業務のいずれかを包含業務）の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

(ウ) 業務担当責任者、主任担当者の資格、経歴及び業務実績

イ 企画書

別紙「豊田市中心市街地商業活性化に関する調査・検討業務委託」を参考に提案及び意見する内容は自由とするが、以下の項目に関する事項を記載すること。

(ア) 業務実施方針

(イ) マーケットに関する調査の実施方針

(ウ) 商業活性化に向けた事業手法の検討方針

(エ) 大型商業施設等の経営環境に関する分析の実施方針

ウ 工程計画（スケジュール表）

エ 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年5月12日（月） 午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市産業部産業振興課中心市街地担当（西庁舎7階）

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 選考委員会によるヒアリング

(1) 開催日時 令和7年5月15日（木） 午後2時

(2) 開催場所 豊田市役所 東53会議室（東庁舎5階）

(3) 発表順 選考委員会ヒアリング開催通知において指定する時間に行う。

(4) 留意事項 ア 提出された提案書等に基づき、1者25分（説明15分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。

イ 出席者は3名以内とし、説明は業務担当責任者が行うものとする。

ウ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

エ 全参加者のヒアリング終了後引き続き選考を実施する。

オ ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 選考の評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴及び業務体制【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（１０点）
- (イ) 業務担当者等の業務実績・能力（８０点）

イ 業務実施計画等【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（１６点）
- (イ) マーケットに関する調査の実施方針（１６点）
- (ウ) 商業活性化に向けた事業手法の検討方針（１６点）
- (エ) 大型商業施設等の経営環境に関する分析の実施方針（１６点）
- (オ) 工程計画（４点）
- (カ) 取組意欲（４点）

ウ 価格【事務局評価】

- (ア) 価格（５０点）

※詳細は別紙「採点表」のとおり

- (２) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち業務実施計画等（エ）の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。
- (３) 提案者が１者の場合でも、ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が２００点に達しない者は契約の相手方として特定しない。
- (４) 選考は、以下の５名の委員により行う。

名古屋学院大学経営学部	講師	松本	義宏
豊田商工会議所中小企業相談所	所長	丹羽	亮介
豊田信用金庫経営支援部	部長	井口	貴視
豊田市産業部	副部長	成瀬	剛史
豊田市産業部産業振興課	課長	川合	晃司

1.1 選考結果の通知及び契約

- (１) 選考結果通知（予定）日 令和７年５月１６日（金）
- (２) 契約（予定）日 令和７年６月１９日（木）

なお、プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定

1.2 その他

- (１) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (２) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (３) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (10) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和8年度豊田市中心市街地活性化に関する調査・検討業務委託について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地（西庁舎7階）

豊田市産業部産業振興課中心市街地担当

電話 0565-34-6642（直通） FAX 0565-35-4317

メールアドレス sangyou-s@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。